

新旧対照表

○軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）

改正	現行
<p>軽自動車検査協会業務方法書</p>	<p>軽自動車検査協会業務方法書</p>
<p>昭和48年 8 月 7 日 協会規程第14号</p>	<p>昭和48年 8 月 7 日 協会規程第14号</p>
<p>最終改正 <u>令和3年6月18日協会規程第7号</u></p>	<p>最終改正 <u>令和2年6月3日協会規程第8号</u></p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条—第6条）</p>	<p>第1章 総則（第1条—第6条）</p>
<p>第2章 軽自動車の検査事務（第7条—第12条）</p>	<p>第2章 軽自動車の検査事務（第7条—第12条）</p>
<p>第3章 自動車重量税の納付の確認等の事務（第13条—第16条）</p>	<p>第3章 自動車重量税の納付の確認等の事務（第13条—第16条）</p>
<p>第4章 雑則（第17条・第18条）</p>	<p>第4章 雑則（第17条・第18条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条～第9条（略）</p>	<p>第1条～第9条（略）</p>
<p>（手数料）</p>	<p>（手数料）</p>
<p>第10条 協会に検査等を申請する者（<u>国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。</u>）を除く。）は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）の第1条表中第5号及び第11号から<u>第13号</u>まで<u>並びに同令第2条の規定により協会に納めなければならない手数料並びに同令第2条の規定により機構に納めなければならない</u>手数料を協会に納入するものとする。</p>	<p>第10条 協会に検査等を申請する者（国を除く。）は、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）の第1条表中第5号及び第11号から<u>第17号</u>までの規定による手数料を協会に納入するものとする。</p>
<p>2 前項の場合において、協会が手数料収納機関を指定した場合は、申請者は、当該手数料収納機関に手数料を納入し、手数料収納計器により、申請書に納入済の表示を受けるものとする。ただし、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請（以下、「OSS申請」という。）をする場合には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により手数料を納入するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p>	<p>2 前項の場合において、協会が手数料収納機関を指定した場合は、申請者は、当該手数料収納機関に手数料を納入し、手数料収納計器により、申請書に納入済の表示を受けるものとする。ただし、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請（以下、「OSS申請」という。）をする場合には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により手数料を納入するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>

改正	現行
<p>第11条～第18条 (略)</p> <p><u>附 則〔令和3年6月18日協会規程第7号〕</u> <u>この規程は、令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2 (略)</p>	<p>第11条～第18条 (略)</p> <p>別表第1～別表第2 (略)</p>